

# 独立行政法人国立科学博物館の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長  
 ・職員給与規程に準じて、特別地域手当率を17%から18%に引き上げ  
 ・本給月額を991,000円から989,000円に引き下げ  
 ・期末特別手当の年間支給割合を3.1月分から2.95月分に引き下げ

理事  
 ・職員給与規程に準じて、特別地域手当率を17%から18%に引き上げ  
 ・本給月額を782,000円から780,000円に引き下げ  
 ・期末特別手当の年間支給割合を3.1月分から2.95月分に引き下げ

監事(非常勤)

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,009	千円 11,884	千円 4,832	千円 2,139 154 (特別地域手当) (通勤手当)			*
A理事	千円 5,604	千円 3,128	千円 1,889	千円 563 24 (特別地域手当) (通勤手当)		7月31日	◇
B理事	千円 9,355	千円 6,248	千円 1,938	千円 1,124 45 (特別地域手当) (通勤手当)	8月1日		◇
C監事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円	千円 ( )			
D監事 (非常勤)	千円 600	千円 600	千円	千円 ( )			

注1:「特別地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 15,322	年 7	月 7	H21.7.31	1.0	役員退職手当規程に基づき、独立行政法人評価委員会が行う業績評価に応じて決定	*
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

〔 職員数及び効率化等を勘案した人件費を算出し、その範囲内で行っている。 〕

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項に基づき、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢(国家公務員等の給与水準)に適合したものとなるよう、学歴、免許・資格、職務経験等を基に給与決定を行っている。 〕

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 博物館の管理運営、調査・研究、資料の収集・保管及び展示・学習支援等の業務に従事し、勤務成績の優秀な職員に対し、昇給及び勤勉手当の成績率の加算を行っている。また、現に受けている俸給を受けるに至ったときから一定期間を良好な成績で勤務した場合には昇給することができ、上位の職務に決定される資格を有するに至った場合には昇任することができ、その職務に応じて昇格させる。 〕

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。また、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
俸給月額 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときに、その成績に応じ、上位の号俸に昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定している。

##### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ・地域手当支給割合の改定(東京地区18%、筑波地区12%)
- ・俸給表について、中高年齢層(40歳台以上)を平均0.1%の引き下げ。
- ・当分の間、55歳を超える職員(一般職6級以上、研究職5級である者)について、俸給月額の支給額を1.5%減額。
- ・期末・勤勉手当の年間支給割合を4.15月分から3.95月分へ引き下げ

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	109人	46.3歳	8,003千円	6,109千円	149千円	1,894千円
事務・技術	43人	41.2歳	6,349千円	4,845千円	175千円	1,504千円
研究職種	64人	49.7歳	9,199千円	7,022千円	131千円	2,177千円
技能・労務職種	2人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

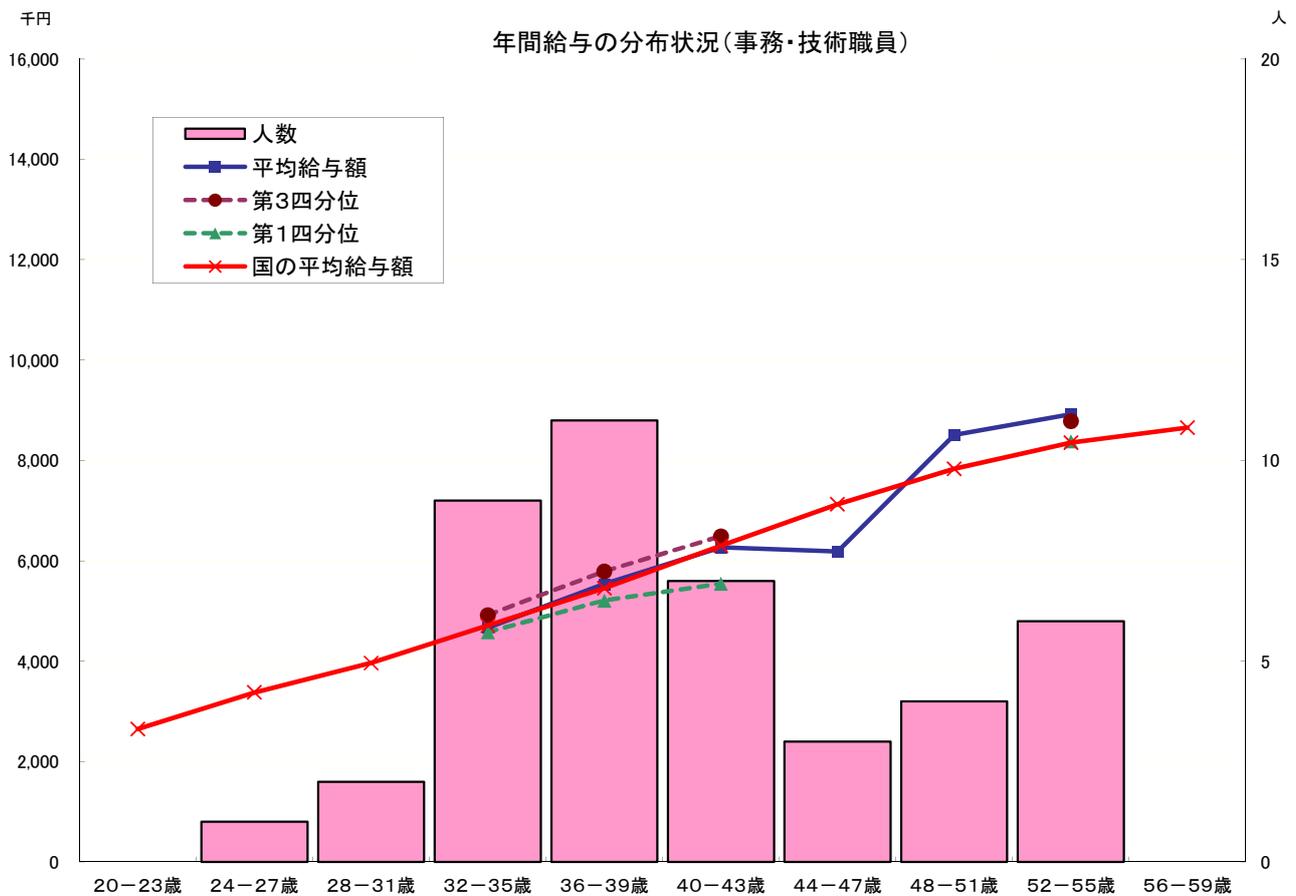
非常勤職員	人 13	歳 36.4	千円 3,670	千円 2,849	千円 189	千円 230
事務・技術	人 10	歳 37.2	千円 3,535	千円 2,744	千円 224	千円 223
研究職種	人 3	歳 33.8	千円 4,119	千円 3,197	千円 74	千円 253
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:技能・労務職員については、該当者が2人のため人数以外は表示していない。

注3:再任用職員については、該当者が1人のため人数以外は表示していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

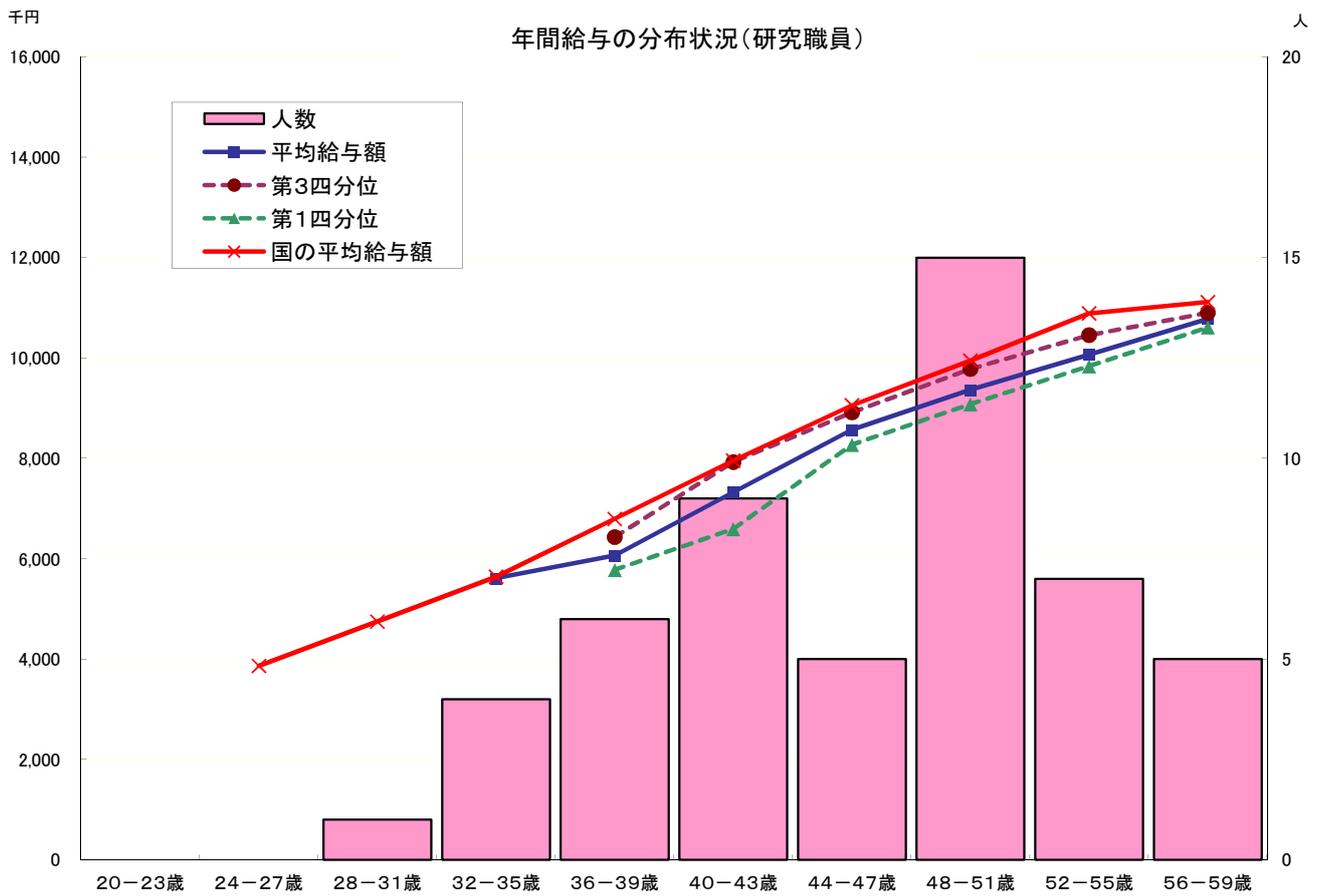
注:24～27歳の該当者は1名、28～31歳の該当者は2名のため、年間給与については表示していない。

注:44～47歳の該当者は3人、48～51歳の該当者は4人のため、年間給与額の第1・3四分位について表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部部長	1	—	—	—	—	—	—
本部課長	8	50.8	8,447	8,651	8,786		
本部課長補佐	1	—	—	—	—	—	—
本部係長	19	40.4	5,287	5,810	6,264		
本部主任	6	38.3	4,904	5,118	5,447		
本部係員	8	32.9	4,245	4,489	4,610		

注:本部部長、本部課長補佐の該当者は1人のため人数以外は表示していない。



注:28～31歳の該当者は1名のため年間給与については表示していない。

注:32～35歳の該当者は4人のため年間給与額の第1・3四分位について表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部研究部長	6	60.8	10,902	11,997	12,910		
本部研究課長	15	56.1	9,783	10,439	12,004		
本部主任研究員	32	49.2	7,931	8,967	9,859		
本部研究員	11	36.3	5,534	5,892	6,432		

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職位		係員	主任	係長	副課長	課長	課長	部長	次長
人員 (割合)	43 (人)	1 (人) (2.3%)	9 (人) (20.9%)	22 (人) (51.2%)	2 (人) (4.7%)	8 (人) (18.6%)	0 (人) (0.0%)	0 (人) (0.0%)	1 (人) (2.3%)
年齢(最高～最低)			42～30 (歳)	47～32 (歳)		54～41 (歳)			
所定内給与年額(最高～最低)			3,888～ 3,196 (千円)	5,011～ 3,506 (千円)		6,794～ 6,385 (千円)			
年間給与額(最高～最低)			5,038～ 4,224 (千円)	6,591～ 4,580 (千円)		8,918～ 8,389 (千円)			

注:4級については、該当者が2人のため人数以外は表示していない。

注:8級については、該当者が1人のため人数以外は表示していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究員	研究員	研究主幹	グループ長	部長
人員 (割合)	67 (人)	0 (人) (0.0%)	13 (人) (20.3%)	8 (人) (12.5%)	25 (人) (39.1%)	18 (人) (28.1%)
年齢(最高～最低)		}	43～30 (歳)	44～40 (歳)	61～46 (歳)	63～55 (歳)
所定内給与年額(最高～最低)		}	4,915～ 4,043 (千円)	6,315～ 4,984 (千円)	8,162～ 6,288 (千円)	9,603～ 7,777 (千円)
年間給与額(最高～最低)		}	6,476～ 5,339 (千円)	8,240～ 6,595 (千円)	10,528～ 8,274 (千円)	13,138～ 10,137 (千円)

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	-%	-%	-%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	-%	-%	-%
	最高～最低	-%	-%	-%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	67.6%	66.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4%	32.4%	33.9%
	最高～最低	41.0～32.4%	36.7～29.1%	36.4～30.7%

注:管理職員については、該当者が1名のため表示していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.2%	60.3%	59.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.8%	39.7%	40.3%
	最高～最低	48.3～33.5%	45.2～33.7%	45.2～33.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	67.8%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5%	32.2%	33.8%
	最高～最低	39.5～33.1%	38.0～30.1%	36.5～31.6%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

101.8

対他法人

96.2

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

93.9

対他法人

93.7

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 101.8	
	参考	地域勘案 89.8 学歴勘案 100.7 地域・学歴勘案 89.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【主務大臣の検証結果】</p> 地域差を是正した給与水準の比較では、国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適切であると考えます。 <p>【参考】</p> 平成22年度決算における支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合：17.4% 管理職の割合：2.3% 大卒以上の高学歴者の割合：69.8%	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】</p> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.8% (国からの財政支出額 3,044,245千円、支出予算の総額 3,390,982千円：平成22年度予算) <p>【検証結果】</p> 俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、在勤地域を勘案した対国家公務員指数は100を下回っているため給与水準は適切であると考えます。	
	<p>【累積欠損額について】</p> 累積欠損額0円(平成21年度決算) <p>【検証結果】</p> 該当なし	
講ずる措置	平成23年度における対国家公務員指数は、年齢勘案で100程度、地域・学歴勘案では引き続き100以下を見込んでいる。今後も国家公務員の給与制度を踏まえながら、引き続き適切な給与水準となるよう運用する。	

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.9	
	参考	地域勘案 91.8 学歴勘案 93.0 地域・学歴勘案 91.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【主務大臣の検証結果】</p> 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考えます。	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】</p> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.8% (国からの財政支出額 3,044,245千円、支出予算の総額 3,390,982千円：平成22年度予算) <p>【検証結果】</p> 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考えます。	
	<p>【累積欠損額について】</p> 累積欠損額0円(平成21年度決算) <p>【検証結果】</p> 該当なし	
講ずる措置	平成23年度における対国家公務員指数は、年齢・地域・学歴勘案では引き続き100以下を見込んでいる。今後も国家公務員の給与制度を踏まえながら、引き続き適切な給与水準となるよう運用する。	

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,108,846	1,100,426	8,420	(0.8%)	▲ 73,855	(▲6.2)
退職手当支給額 (B)	222,753	96,681	126,072	(130.4%)	175,979	(376.2)
非常勤役職員等給与 (C)	291,628	267,750	23,878	(8.9%)	83,567	(40.2)
福利厚生費 (D)	167,901	156,928	10,973	(7.0%)	▲ 21,207	(▲11.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,791,128	1,621,785	169,343	(10.4%)	164,484	(10.1)

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①前年度比増減理由について

「給与、報酬等支給総額」・・・地域手当支給割合の改定等に伴い0.8%増となっている。  
「最広義人件費」・・・退職者の増に伴う退職手当支給額の増加等により10.4%増となっている。

##### ②「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」による人件費削減の取組の状況

- i) 中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しに取り組むこととしている。
- ii) 中期計画において、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度と比して5年間で5%以上の削減を図ることとしている。

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

#### (人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,221,881	1,178,292	1,159,822	1,101,164	1,100,426	1,108,846
人件費削減率 (%)		▲ 3.6	▲ 5.1	▲ 9.9	▲ 9.9	▲ 9.3
人件費削減率(補正值) (%)		▲ 3.6	▲ 5.8	▲ 10.6	▲ 8.2	▲ 6.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)は削減対象人件費の範囲から除かれるため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3:新たに、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち若手研究者を削減対象人件費の範囲から除くこととしたことに伴い、平成18年度、平成19年度及び平成20年度の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)が変更となった。変更前の額は、平成18年度1,182,701千円、平成19年度1,166,460千円及び平成20年度1,107,997千円である。

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし